

TOSHIBA

グリーン調達ガイドライン



2021年 6月

人と、地球の、明日のために。

東芝エレベータ株式会社

【目次】

目次	2
1. はじめに	3
2. 東芝エレベータグループの環境基本方針	3
3. 本ガイドラインの趣旨	4
4. 東芝エレベータグループのグリーン調達基準	4
4.1 環境管理システム(EMS)の構築	5
4.2 調達品の含有化学物質の管理	5
4.3 東芝エレベータグループ環境関連物質リスト	5
表1 東芝エレベータグループ環境関連物質区分	
表2 ランクA 禁止物質(群)	5
表3 ランクB 管理物質(群)	8
5. 調達取引先様へのお願い事項	8
5.1 調達取引先様での環境保全の推進	8
5.2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給	8
5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結	8
5.4 各種調査への協力	9
5.4.1 調達取引先様の環境保全活動の調査	9
5.4.2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査	9
5.4.3 調達品の含有化学物質(群)に関する調査	9
5.4.4 特定化学物質調査依頼書 兼 不含有証明書	9
5.5 本紙の取り扱い上の注意	10

【帳票関係】

[【様式1】環境保全評価リスト](#)

[【様式2】特定化学物質 含有／不含有調査表\(不含有証明書\)](#)

* 上記の帳票および参照データは弊社のホームページ

URL: https://www.toshiba-elevator.co.jp/elv/csr/pdf/green_guide.pdf

に掲載しております。調達取引先様におかれましては、弊社ホームページからダウンロードして頂き、ご使用願います。

【お問い合わせ先】

本ガイドラインに関するお問い合わせは下記にお願いします。

・東芝エレベータ株式会社 調達部 TEL:044-331-7024 FAX:044-548-9595

1. はじめに

東芝グループは、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念の主文に掲げ、事業を通じて社会の発展に貢献していくという変わらぬ信念を示しています。創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、複雑化・深刻化する社会課題解決に立ち向かい、新しい未来を始動させることが、私たちの存在意義です。

この理念のもと、当社グループ独自の信頼性の高いサービスと最先端の技術で社会課題の解決をめざすとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献し、さらなる企業価値の向上を図っていかねばなりません。持続可能な社会の実現に貢献し、かつ企業として持続的な発展をめざすためには、長期的な視点で世界の潮流に対応しながら、豊かな価値を提供し続けていくことが重要と考えています。

そこで東芝グループでは2020年、脱炭素化や循環経済への対応などグローバルな視野に立った新たな長期ビジョンとして、「環境未来ビジョン 2050」を策定しました。「環境未来ビジョン 2050」は「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的としています。具体的には、「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」の3分野への取り組みを推進し、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。

私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

東芝エレベータグループも、東芝グループの一員として、東芝グループのグリーン調達ガイドラインに準拠した活動を展開しています。このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改訂しました。

調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◆東芝グループのグリーン調達ガイドライン

https://www.toshiba.co.jp/env/jp/products/pdf/greenprocurement_ver6.1_jp.pdf

2. 東芝エレベータグループの環境基本方針

東芝エレベータグループは、環境への取り組みを企業経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「東芝グループ理念体系」のもと、人と、地球と、明日のために豊かな価値の創造と地球との共生を図ります。脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会をめざした環境経営により、持続可能な社会の実現に貢献し、新しい未来を始動させます。

◆事業と調和させた環境経営の推進

1. 事業活動、製品、サービスにかかわる環境側面について、生物多様性を含む環境への影響を評価し、環境負荷低減に向けた環境目標を設定して、環境活動を推進します。
2. 監査の実施や活動のレビューにより環境経営の積極的な改善を図ります。
3. 環境に関する法令、当社が同意した業界の指針及び自主基準を遵守します。
4. 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
5. グローバル企業として、東芝エレベータグループ一体となった環境経営活動を推進します。

◆事業活動での環境負荷低減と環境調和型製品・サービスの提供

1. 地球資源の有限性を認識し、事業活動、製品、サービスの両面から有効な利用、活用を促進する積極的な環境施策を展開します。
2. ライフサイクルを通して環境負荷低減に寄与する環境調和型製品・サービスを提供します。

- 昇降機事業における設計、調達、製造、物流、販売、工事、保守、整備、廃棄、及びビルファシリティ事業での調達・物流・工事・廃棄など、全ての活動段階において気候変動の対応、資源の有効活用、化学物質の管理などの環境負荷低減に向けた施策に取り組みます。
- 持続可能な社会の実現のため、社会に与える価値や意義を考え、将来を見据えた環境技術の開発に努めます。

◆ステークホルダーとの連携

- 地域・社会をはじめとするさまざまなステークホルダーと積極的なコミュニケーションを図り、連携した環境活動を推進します。

3. 本ガイドラインの趣旨

東芝エレベータグループでは、東芝エレベータ環境基本方針を定め、すべての事業活動・すべての製品において、豊かな価値の創造と地球との共生を目指した環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達が欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝エレベータグループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く3. 1項記載の調達品について、調達取引先様をお願いする具体的内容について示しています。

東芝エレベータグループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

3. 1 適用する調達品の範囲

本ガイドラインは、弊社における「商品(*1)に係る材料等の調達品」及び「生活活動に係る調達品」に関し、調達先様からの調達品に適用します。

- ・システム構成品、ユニット品（電気電子部品、プリント配線板、その他組立品等）
- ・電気電子部品、筐体機構関連部品等
- ・据付工事用品
- ・保守・改修用品
- ・副資材(*2)
- ・梱包、包装材料(*3)
- ・ビルファシリティ商材

(*1) 弊社が販売する全ての商品とし、OEM先及びODM先にて製造され販売するものを含みます。

(*2) はんだ・接着剤・塗料等、商品の一部を構成する材料を示します。

(*3) 梱包、包装材料は必要に応じて調査を行います。調査対象は個別に指定させていただきます。

4. 東芝エレベータグループのグリーン調達基準

東芝エレベータグループのグリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために、以下のような東芝エレベータグループ共有のグリーン調達基準を定め、グリーン調達を推進しています。

4.1 環境管理システム(EMS)の構築

東芝エレベータグループでは、環境経営の推進の取り組みの一環として、環境管理システム(EMS)を運用・構築し、ISO14001の認証取得を進めています。また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

4.2 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質の管理は、JAMP(*1)における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

(*1) JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium)は、アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細は次のURLをご参照ください。

JAMP URL: <https://chemsherpa.net/>

4.3 東芝エレベータグループ環境関連物質リスト

東芝エレベータグループでは、「東芝エレベータグループ環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランクA: 禁止物質(群)」と「ランクB: 管理物質(群)」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

表1 東芝エレベータグループ環境関連物質区分

区分	判断基準	該当物質(群)
ランクA (禁止物質(群))	東芝エレベータグループにおいて、調達品(包装材含む)への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品(包装材含む)への使用が禁止または制限されている物質(群)	表2
ランクB (管理物質(群))	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)	表3

東芝エレベータグループ環境関連物質リスト

表2 ランクA 禁止物質(群)

番号	物質(群)名	納入品 禁止時期	納入禁止含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止	EU-REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法(製造禁止)
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料 (特定アミンを形成するものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 特定アミンとして 30ppm	EU-REACH 規則 付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	100 ppm (*1、*2)	EU-RoHS 指令,EU-包装材指令 EU-REACH 規則 付属書 XVII
A04	六価クロム化合物	既に禁止	1000 ppm (*1、*2)	EU-RoHS 指令,EU-包装材指令 EU-REACH 規則 付属書 XVII
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	1000 ppm (*1、*2)	EU-RoHS 指令,EU-包装材指令 EU-REACH 規則 付属書 XVII
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	1000 ppm (*1、*2)	EU-RoHS 指令,EU-包装材指令 EU-REACH 規則 付属書 XVII, 毒劇法(毒)
A07	オゾン層破壊物質(例:CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等)	既に禁止	意図的添加の禁止	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類 (略称:PBB 類)	既に禁止	1000 ppm (*1)	EU-RoHS 指令, EU-REACH 規則 付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (略称:PBDE 類)	既に禁止	1000 ppm (*1)	EU-RoHS 指令, 化審法(第一種特定化学物質) 米国 TSCA PBT 規則(*6)
A10	ポリ塩化ビフェニル類 (略称:PCB 類)	既に禁止	意図的添加の禁止	化審法(第一種特定化学物質)・ POPs 条約(付属書 A) PCB 特措法 EU-REACH 規則 付属書 XVII
A11	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が2以上のものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止	化審法(第一種特定化学物質) POPs 条約(付属書 A)

番号	物質(群)名	納入品 禁止時期	納入禁止含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止	原子炉等規制法 放射線障害防止法
A13	一部(炭素鎖長 10~13)の短鎖型塩化 パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)	POPs 条約(付属書 A) 化審法(第一種特定化学物質) EU-REACH 規則 付属書 XVII
A14	トリブチルスズ(略称:TBT)、 トリフェニルスズ(略称:TPT)	既に禁止	意図的添加の禁止及びスズとして 1000ppm(*3)	化審法・EU-REACH 規則 付属書 XVII
A15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (略称:TBTO)	既に禁止	意図的添加の禁止及びスズとして 1000ppm(*3)	化審法(特1),EU-REACH 規則 付属書 XVII
A16	欠番			
A17	欠番			
A18	欠番			
A19	欠番			
A20	欠番			
A21	欠番			
A22	欠番			
A23	欠番			
A24	欠番			
A25	欠番			
A26	欠番			
A27	欠番			
A28	欠番			
A29	欠番			
A30	欠番			
A31	欠番			
A32	欠番			
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000ppm	化審法(第一種特定化学物質)
A34	欠番			
A35	欠番			
A36	欠番			
A37	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS)又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止及び1000ppm (表面処理の場合1 µg/m ²)	化審法(第一種特定化学物質) POPs 条約(付属書 B)
A38	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) ＝フルオリド(別名:PFOSF)	既に禁止	意図的添加の禁止	化審法(第一種特定化学物質) POPs 条約(付属書 B)
A39	ポリ塩化ターフェニル(略称:PCT 類)	既に禁止	50 ppm	EU-REACH 規則 付属書 XVII
A40	三置換有機スズ化合物 (A14, A15 を除く)	既に禁止	意図的添加の禁止及びスズとして 1000ppm(*3)	EU-REACH 規則 付属書 XVII
A41	フマル酸ジメチル(略称:DMF)	既に禁止	0.1ppm	EU-REACH 規則 付属書 XVII
A42	欠番			
A43	欠番			
A44	欠番			
A45	欠番			

番号	物質(群)名	納入品 禁止時期	納入禁止含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A46	欠番			
A47	ジオクチルスズ化合物(略称:DOT)	既に禁止	意図的添加の禁止及びスズとして 1000 ppm (*3,*4)	EU-REACH 規則 付属書 XVII
A48	ジブチルスズ化合物(略称:DBT)	既に禁止	意図的添加の禁止及びスズとして 1000 ppm (*3,*4)	EU-REACH 規則 付属書 XVII
A49	欠番			
A50	ヘキサブロモシクロドデカン (略称:HBCD)	既に禁止	意図的添加の禁止及び 1000 ppm	化審法(第一種特定化学物質) POPs 条約(付属書A)
A51	一部の多環芳香族炭化水素(PAHs)	既に禁止	1 ppm (*4)	EU-REACH 規則 付属書 XVII
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称:DEHP)	既に禁止	1000 ppm (*5)	EU-RoHS 指令, EU-REACH 規則 付属書 XVII
A53	フタル酸ジブチル(略称:DBP)	既に禁止	1000 ppm (*5)	EU-RoHS 指令, EU-REACH 規則 付属書 XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル(略称:BBP)	既に禁止	1000 ppm (*5)	EU-RoHS 指令, EU-REACH 規則 付属書 XVII
A55	フタル酸ジイソブチル(略称:DIBP)	既に禁止	1000 ppm (*5)	EU-RoHS 指令, EU-REACH 規則 付属書 XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピル化物 (略称:PIP(3:1))	既に禁止	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則(*6)
A57	赤りん	既に禁止	意図的添加の禁止	

「意図的添加」とは特定の特性、外観、または品質をもたらすため納入品形成時に化学物質を故意に使用することです。

- (*1) 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合はカドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。
- (*2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。
- (*3) 算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。
- (*4) 欧州REACH規則付属書XVII記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (*5) 算出する場合の分母は各均質材料とします。現在、昇降機は欧州 RoHS 指令の適用除外製品であり、含有禁止の除外としますが、含有量の把握を行う必要があり調査依頼致します。
- (*6) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第6条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性(PBT)を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。

表3 ランクB 管理物質(群)

番号	物質(群)名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物((B12)で指定された化合物を除く)
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤(PBB 類(A08)及び PBDE 類(A09)を除く)
B05	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分)
B06	フタル酸エステル類(DEHP(A52)、DBP(A53)、BBP(A54)、DIBP(A55)及び(B12)で指定されたフタル酸エステル類を除く)
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物(略称:PVC)
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン(略称:PFC 類)
B10	ハイドロフルオロカーボン(略称:HFC 類)
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC(認可対象候補物質)(*7)
B13	米国 TSCA PBT 規則(5 物質)(DecaBDE(A09)、および PIP(3:1)(A56)を除く)(*8)

(*7) 欧州REACH規則第59条の手続きにより選定された認可対象候補物質。分母は、納入品の総質量あるいは部品・材料とします。

(*8)米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第6条(h)項に基づき、5種の難分解性、生体蓄積性および毒性(PBT)を有する5種の化学物質、当該物質を含有する製品、および成形品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。

5. 調達取引先様へのお願い事項

東芝エレベータグループでは、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、宜しくお願いします。

5.1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み(環境方針策定・システム整備・教育実施等)をお願いします。

5.2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

(1) 製品含有化学物質管理体制の構築

JAMPが提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン】をご参照願います。

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

(2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達(グリーン調達)の実施

(3) 弊社からお願いする環境関連物質使用状況調査へのご回答

(注)ご提出いただいた資料および資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。

補足:JAMP【製品含有化学物質管理ガイドライン】は、サプライチェーン全体で製品含有化学物質情報の授受が適切かつ確実に行われるように組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたものです。

(扱う製品や工程、業態などにより、最適な管理の方法は異なりますので、リスクに応じた適切な管理方法を自ら検討/実践/継続的に維持・改善することが必要です。)

5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。

また、必要に応じて「特定化学物質の不含有に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

5. 4 各種調査への協力

5. 4. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。お願いする調査内容は、主に以下の内容となっており、【様式1】「環境保全評価リスト」を使用します。

<調査項目>

- (1) ISO14001外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動状況
 - ・環境方針について
 - ・組織・計画について
 - ・事業の環境側面・システムについて
 - ・情報公開・教育について
 - ・製品含有化学物質管理体制

5. 4. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査する場合があります。

調査には、JAMPが提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート】や弊社の定める調達先品質監査で使用する「調達先品質評価シート」に準じて確認します。

5. 4. 3 調達品の含有化学物質(群)に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質(群)の含有状況を調査します。納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。

お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) 環境関連物質として、欧州RoHS指令適合のための確認
- (2) 環境関連物質として、本紙”4. 3項”環境関連物質[ランクA 禁止物質(群)][ランクB 禁止物質(群)]の確認
- (3) 本紙”4. 3項”環境関連物質[ランクB 禁止物質(群)]の内、REACH規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC:(*1))の含有有無の確認
- (4) 欧州REACH規則対応の化学物質(群)含有量調査
- (5) 各種分析評価結果の調査

(*1) 高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

5. 4. 4 特定化学物質調査依頼書 兼 不含有証明書

(1) 調査依頼

当社の窓口から調達取引様宛に対し、“特定化学物質調査依頼書 兼 不含有証明書”を送付させていただきますので、その内容についてご回答をお願いします。

(2) その他注意事項

- ① 部品の代替検討や新規部品採用判断用のため、ご回答は希望回答日限までをお願いします。
- ② 指定期日までにご回答が無い場合には、継続的な使用もしくは新規採用できない場合があります。なお、ご回答が遅れるなど特別な理由がある場合は、個別に連絡願います。
- ③ ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させて頂くことがあります。
- ④ 製造中止品及び製造中止予定(製造中止が決定しているもの)の部品に対して、調査依頼が出された場合には、調査結果内容と合わせて製造中止についても記載して下さい。
- ⑤ 本紙”4. 3項”環境関連物質[ランクA 禁止物質(群)][ランクB 禁止物質(群)]の含有部品の代替品がある場合は、その旨を【様式2】「上記規制物質以外の化学物質」欄に記載して下さい。

5.5 本紙の取り扱い上の注意

本紙(グリーン調達運用ガイドライン)では、リストなどの中にいくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用および規制限度を法令遵守目的で利用しないでください。

また、材料および化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用方法・規制・禁止を包括的に言及しているわけではありません。個別の遵守については法令に従ってください。

このガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ もしくは保証するものではありません。

このガイドラインに材料および化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしているわけではありません。

以上

発行元

東芝エレベータ株式会社